

政令番号216 N,N-ジメチルアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.2E+3	1,240.0	1,240.0
8	茨城県						3.4E+3	3,400.0	3,400.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						3.0E-1	0.3	0.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	4.8E+0			4.8				4.8
22	静岡県	1.0E+0	2.0E+0		3.0				3.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	1.8E+1			18.0	5.0E-1	1.1E+2	107.5	125.5
27	大阪府								
28	兵庫県						1.4E+1	14.0	14.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						8.0E-1	0.8	0.8
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						1.0E+0	1.0	1.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		2.4E+1	2.0E+0		25.8	5.0E-1	4.8E+3	4,763.6	4,789.4

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。